

参考資料 1

公務の範囲

1 消防の任務（消防組織法第1条）

2 消防団の業務

(1) 消防団の業務（『消防力の整備指針』第38条第1項（平成12年消防庁告示））

①	火災の鎮圧に関する業務	消火活動、火災発生時における連絡業務、火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む）等
②	火災の予防及び警戒に関する業務	防火訓練、広報活動等の火災予防活動、年末警戒、花火大会等における警戒等
③	救助に関する業務	水難・山岳救助活動、救助事故現場における警戒、行方不明者の捜索等
④	地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務	住民の避難、誘導、災害防除活動、火災発生時における連絡業務、雪国における独居老人宅等の除雪等
⑤	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務	武力攻撃事態等における避難住民の誘導等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第62条、66条等）
⑥	地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務	応急手当の普及指導、祭り・イベント等での警戒、会場整理、スポーツ大会等への参加を通じた防火意識の啓発等
⑦	消防団の庶務の処理等の業務	業務計画の策定、経理事務、団員の募集、広報誌の発行等
⑧	その他、地域の実情に応じて、特に必要とされるもの	地域の実情に応じて、特に必要とされる消防に関連する業務

(2) 個別事例を考える

- ① 焼失家屋等の後片づけ活動
- ② 消防施設の建設・補修・整備
- ③ 消防水利確保のための草刈り作業
- ④ 花火大会等の警戒等
- ⑤ 遭難船舶の救助活動、水難、山岳遭難の救助活動
- ⑥ 行方不明者の搜索活動
- ⑦ 視察研修旅行
- ⑧ 町内運動会等への参加活動
- ⑨ レクリエーション行事
- ⑩ 反省会、懇親会等
- ⑪ 地域安全活動への参加活動

(3) 消防団活動に伴う行為の取扱い

- ① 消防の任務遂行に伴う合理的行為
- ② 準備・後始末行為
- ③ 公務遂行に伴う往復行為
 - ア 始点と終点
 - (ア) 非常時
 - (イ) 平常時
 - イ 帰路途上の逸脱行為
 - ウ 経路の選択

参考資料 2

災害現場における安全管理の基本

- 1 装備・資機材のできる範囲の活動をする。
- 2 自分の技術・体力を超えた活動はしない。
- 3 単独行動はしない。
- 4 自分の身は自分で守る。
- 5 上司の命令に基づき行動する。

指揮者としての安全管理

- 1 危険の排除
- 2 単独行動の厳禁
- 3 無理な活動は厳禁
- 4 活動後の確認

別 紙

消防団員安全管理セミナーを終えて

所属消防団			
実施日	年 月 日	時 間	: ~ :
《アンケート》 意見・感想等を自由に述べてください。			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			